平成二十五年六月十日発行 抜刷

皇學館論叢第四十六卷第三号

研究ノート

伊賀仁木家の系統と系図での位置付け

今

岡

健

治

平成二十五年六月十日皇學館論叢 第四十六巻第三号

伊賀仁木家の系統と系図での位置付け

今 岡 健 治

ことから始まる。鎌倉期には目立った動きが確認されてい(現愛知県岡崎市仁木町)に移住し、「仁木太郎」と称した仁木氏は足利義清の孫である実国が三河国額田郡仁木郷]要 旨

四家に分立している。このうち、豊嶋・丹波・伊勢の三家を現した。室町期においては、豊嶋・丹波・伊勢・伊賀の

ないが、南北朝期には一貫して足利尊氏に従い、その頭角

が判然としていない。賀仁木家に関しては記載が無く、他三家と違い系統・系図は『尊卑分脈』で系統・系図が判明している。しかし、伊

木頼夏もしくは義尹であると推定されている。しかし、筆この伊賀仁木家の系統は、稲本紀昭氏が丹波仁木系の仁

察し、系図での新たな位置付けを提示するものである。であると考えている。本稿は伊賀仁木家の系統に関して考者は丹波仁木家の系統ではなく、むしろ伊勢仁木家の系統

□ キーワード

仁木氏 伊賀国 土橋 仁木政長 仁木弟

はじめに

波・伊勢・伊賀の四家に分かれる。このうち豊嶋仁木・丹波仁して述べる。仁木氏は南北朝期から室町期にかけて豊嶋・丹本稿は、四家に分かれた仁木氏の中で伊賀仁木家の系統に関

くは『算書分系』以下の番系図におって記載がよう。との子の祖や系統を確定することができる。しかし、伊賀仁木家に関木・伊勢仁木の三家に関しては『尊卑分脈』に記載があり、そ

月三日条に「伊賀仁木四郎来、余令」対面」、令」持三来馬・太在が見受けられない。『後法興院記』応仁二年(一四六八)九しては『尊卑分脈』以下の諸系図において記載がなく、その存しては『尊卑分脈』以下の諸系図において記載がなく、その存

ることは間違いない。しかし、同史料や『後法成寺関白記』・刀」、」と見られるように、伊賀仁木家そのものが存在してい

るだろう。

『実隆公記』・『言継卿記』等に見られる伊賀仁木家の人物は「伊

ら、伊賀仁木家が仁木氏のどの系統であるかということは判然図に見られず、諱が判明していない人物が多いという事情かいことが多く、その特定が困難である。『尊卑分脈』以下の系部大輔」・「仁木七郎」・「仁木民部少輔」等、諱が記されていな賀仁木」・「伊賀仁木四郎」・「伊賀仁木左京大夫」・「伊賀仁木刑

としていない。

:賀仁木家の中で諱が判明している人物は『実隆公記』

延徳

尹説にも触れつつ、伊賀仁木家の系統を考察し、系図での新た

木家の系統と考えている。そこで本稿では、稲本氏の頼夏・義

を探り、結びつけることで、伊賀仁木家の位置付けが可能とな中で、最も時代が遡れる人物は仁木政長である。この人物の祖中で、最も時代が遡れる人物は仁木政長である。この人物の祖夫義視梅太之に居る、」と見られる仁木義視の四人である。この夫義視梅太之に居る、」と見られる仁木義視の四人である。この大義視梅太之に居る、」と見いれる仁木政親類中也、在京之望也、予十二月十三日条に「及」暮仁木政親類中也、在京之望也、予十二月十三日条に「及」暮仁木政親類中也、在京之望也、予

ではないかという推測をなされている。しかし、筆者は伊勢仁政長を丹波仁木系である仁木頼夏・義尹に結び付け、その系統係の研究等がなされてきている。とりわけ、稲本氏は伊賀仁木係の研究等がなされてきている。とりわけ、稲本氏は伊賀仁木氏の氏と守護所に関しての研究、吉井功児氏の伊賀国守護仁木氏の氏と守護所に関しての研究、吉井功児氏の伊賀国守護仁木氏のにはないかという推測をなされている。しかし、筆者は伊勢仁本の研究、福本の伊賀国守護仁木のはないかという推測をなされている。しかし、筆者は伊勢仁本の研究を持続している。

な位置付けを推定したい。

1

伊賀仁木家は仁木頼夏・義尹の系統か

最初に伊賀仁木家が仁木頼夏・義尹の系統であるという推定

が妥当かどうか検討する。稲本氏によれば、伊賀仁木政長は中

長以下の伊賀仁木家の人物が諸系図に記載がなく、仁木頼夏の見受けられる中務少輔はその父祖であろうとし、さらに仁木政義尹間に中務少輔・左京大夫という共通点がある。政長以前に頼夏の子息である義尹が左京大夫を有しており、政長と頼夏・輔・左京権大夫の官途を有している人物が仁木頼夏しかおらず、

務少輔から左京大夫に任官しており、仁木系図中には中務少

子孫も系譜中に見られないという共通点もあり、伊賀仁木家は

祖父頼章が自分の子として跡を継がせたのだろうと推測される。祖父頼章が自分の子として跡を継がせたのだろうと推測される。祖父頼章が自分の子として跡を継がせたのだろうと推測される。祖父頼章が自分の子として跡を継がせたのだろうと推測される。祖父頼章が自分の子として跡を継がせたのだろうと推測される。祖父頼章が自分の子として跡を継がせたのだろうと推測される。祖父頼章が自分の子として跡を継がせたのだろうと推測される。祖父頼章が自分の子として跡を継がせたのだろうと推測される。祖父頼章が自分の子として跡を継がせたのだろうと推測される。祖父頼章が自分の子として跡を継がせたのだろうと推測される。祖父頼章が自分の子として跡を継がせたのだろうと推測される。

に懐柔されたのだろう。 (一三六一) 九月二十六日、今度は清氏が京都から没落することとなるが、頼夏はこれに同調していることから、頼夏は清氏ととなるが、頼夏は二十六日、今度は清氏が京都から没落するこ

仁木頼章は義長排斥事件前の延文四年に死去している。

うな事情を持つ頼夏の系統が、仁木氏の一方の家として成りうな事情を持つ頼夏の系統が、仁木氏の一方の家として成り 「記 大であることを考えれば、仁木頼夏の実態は細川家の人物で、仁 であることを考えれば、仁木頼夏の実態は細川家の人物で、仁 であることを考えれば、仁木頼夏の実態は細川家の人物で、仁 であることを考えれば、仁木頼夏の実態は細川家の人物で、仁 本氏内では異端であると言っても過言ではなかろうか。 右のよ が出る。丹波仁木家の跡継 類夏の実態は細川家の人物で、仁 本氏内では異端であると言っても過言ではなかろうか。 右のよ が出ることを考えれば、仁木頼夏の実態は細川家の人物で、仁 本氏内では異端であると言っても過言ではなかろうか。 右のよ ない。このことから仁木頼夏の実態は細川家の人物で、仁 であることを考えれば、仁木頼夏の実態は細川家の人物で、仁 本氏内では異端であると言っても過言ではなかろうか。 右のよ

官途は世襲されていくということは確かで、丹波仁木家や伊勢は頼夏・義尹の系統であるとする。これは妥当なのだろうか。が左京大夫であり、政長が左京大夫である。故に伊賀仁木政長が左京大夫であり、政長が左京大夫である。さらには義尹政長とその父祖であろう人物が中務少輔である。さらには義尹政長とその父祖であろう人物が中務少輔であり、次に官途に関して検討しよう。仁木頼夏が中務少輔であり、次に官途に関して検討しよう。仁木頼夏が中務少輔であり、次に官途に関して検討しよう。

立っていくのか疑問を覚える。

る₍?

る延文五年(一三六〇)の仁木義長排斥事件で京都から没落す

頼夏は丹波国に落ちたらしく、『愚管記』同年十月三日条

頼夏がたびたびの上洛の催促に応じないので、

清氏

さて、仁木頼夏の動向である。仁木氏は細川清氏の画策によ

によれば、

伊賀仁木家の系統と系図での位置付け

(今岡

仁木家では左京大夫を有した義尹の息満尹以降は政広まで「兵 丹波 されていくと言える。応永期以前の人物で、まだ官途が固定化 とから仁木氏においても官途の固定化が応永期頃を境にしてな であることから、満将もやはり応永期の人物であろう。このこ

らも、仁木氏内でも官途は世襲されていくのは間違いない。(ミヒ) 長の息満将以降は高長まで「右馬助」を代々有していることか 部大輔」を代々有しており、 伊勢仁木家では越後守を有した満

仁木家の例を『尊卑分脈』

ゃ

『系図纂要』から挙げると、

しかし、ここで考慮すべきなのは「概して各家の官途は、 応

水期以降になるとそれぞれ一定している」と述べられた二木謙

一氏の研究である。氏は細川京兆家を始めとした室町幕府の有(ミロ)

ごとの固定化があらわれている」と結論付けられている。 上で、官途は「応永期以降には代々ほぼ継承されて」おり、「家 これ

水享・嘉吉頃、長禄・寛正頃、 力守護大名家の官途を貞和・観応頃、

文明頃と時期を分けて扱われた 応安・永和頃、

しいのではないか

応永頃、

を丹波仁木家・伊勢仁木家に即して検討してみよう。

化がなされている。満将もまたその生没年等は不明であるが 義尹息である満尹が応永期前後の人物であることは、 の死去は応永元年(一三九四)まで十四年の開きはあるものの、 ている。 ⟨一三八○⟩ 五月十七日に死去していることは確認できる。こ(ヨ) 丹波仁木家では満尹の代に「兵部大輔」へと固定化がなされ 一方、伊勢仁木家では満将の代に「右馬助」へと固定 満尹の生没年は不明であるが、父義尹が康暦二年 ほぼ間違

父満長の史料上の下限が『吉田家日次記』応永七年三月三日条

木政長について述べていく。

大夫」が変化なくそのまま政長に受け継がれるとするのは、 ある。政長が頼夏・義尹の系統として、「中務少輔」や「左京 にしても、応永期を境に官途が変化した上で固定化されるので 世襲が適応できるのだろうか。丹波仁木家にしても伊勢仁木家 されていない頼夏や義尹の「中務少輔」や「左京大夫」が、応 永期で官途が固定化された後の人物である政長に、その官途の 難

はその子息達の伊賀国における所領等は確認されてない。 がら、丹波仁木家の祖である仁木頼章以下、頼夏や義尹、また と思われる。次は、 説について検討した。頼夏・義尹系統説のその根拠は弱いもの う稲本氏の推定に関して、筆者は肯定しきることができない。 のことからも、仁木頼夏や義尹の系統が伊賀仁木家であるとい ていたり、何らかの所縁があったりすると思われる。しかしな 分立する以上は、丹波仁木家が伊賀国において所領等を所持し また、仁木頼夏や義尹の丹波仁木家の系統から伊賀仁木家が 以上、伊賀仁木政長を頼夏・義尹の系統であると推定された 伊賀国に所縁がある仁木氏の系統と伊賀仁

2、伊賀国守護仁木義長と伊賀仁木政長

事書土代」を見ると、

事書土代」を見ると、

の暦位一末のの関連は同国守護職に求められる。『東大寺文本氏と伊賀国との関連は同国守護職に求められる。『東大寺文本氏と伊賀国との関連は同国守護職に求められる。『東大寺文本氏と伊賀国との関連は同国守護職に求められる。『東大寺文本氏と伊賀国との関連は同国守護職に求められば、どの伊賀仁木家が仁木頼夏・義尹の系統でないのであれば、どの伊賀仁木家が仁木頼夏・義尹の系統でないのであれば、どの

「伊賀南北庄 悪□事

簗瀬内保

事書大概土代、」暦応三」

是非,今→押┐領彼庄々,之間、(中略) 去年窮冬之初、被」島右衛門太郎入道持法・村木、、・須木、、已下輩、無;(中略)前守護仁木太郎入道義覚幷当国名誉大悪党張本高暦応三年卯月日、東大寺衆徒群議□□□□当寺領北伊賀暦

する頼章・義長兄弟の父義勝の兄に当たる。頼直以下は、仁木あると思われる。この仁木義直の父は頼直で、南北朝期に台頭が確認できる。この義直が仁木氏の中での最初の伊賀国守護での清補守護職が他人」之条(後略)

伊賀仁木家の系統と系図での位置付け

(今岡

の系統とは異なる豊嶋仁木家である。

氏の中心となっていく頼章の丹波仁木家・義長の伊勢仁木家等

「事書案貞和二・後九・五烈参、」

東大寺宿老烈参事書

等列参事書案」を見ると、

寺門一重雖」開,1愁眉,、(後略)

寺の愁眉を開くこととなった。観応の擾乱において義長は伊賀の守護職を解こうと企てたようだが、そのようにはならず東大を抑えていたらしく、どうにもならなくなった悪党たちは義長を抑えていまでの守護と違い、伊賀国の東大寺領を押領する悪党長はこれまでの守護と違い、伊賀国の東大寺領を押領する悪党

木義長排斥事件までに至る。幕府を追われた仁木義長は康安元長が再び伊賀国守護となっており、延文五年(一三六○)の仁緑が再びが就任するものの、文和二年(一三五三)には仁木義なっていくのである。途中、伊賀国守護は高師冬・千葉氏胤・

義長は再び北朝に帰参しており、次に掲げる『師守記』貞治六年(一三六一)に南朝に帰順するが、『太平記』に「義長御方年(一三六一)に南朝に帰順するが、『太平記』に「義長御方本義長排斥事件までに至る。幕府を追われた仁本義長は康安元

年(一三六七)五月二十七日条を見ると、

予対面、自;|妙覚寺|関東兵衛督事為」訪、守護仁木左京大雨下、酉剋已後晴、今日自;|伊賀|青女兄僧堯智房上洛来、廿七日、壬寅、天陰、自;|今暁|寅剋以後雨降、終日陰、時々

関連性は強固なものがある。 伊賀国から上洛させており、南北朝期を通して伊賀国と義長の足利基氏の死去を訪うため、守護に返り咲いた義長が使者を

夫入道使節上洛云々、

義長以降に伊賀国守護となる仁木氏の人物の諱は特定できないの祖である義長に求められるべきではないだろうか。しかし、は、仁木頼夏の子孫や丹波仁木家の義尹ではなく、伊勢仁木家以上のように見ていくと、伊賀国における仁木氏というの

そこで、次に『系図纂要』清和源氏の「向井」の項を掲げる。から分立している」という推定の根拠は脆弱なものである。とはできない。ここで主張している「伊賀仁木家は伊勢仁木家とはできない。ここで主張している「伊賀仁木家は伊勢仁木家上に、系図に見られないため義長との関連性は不明である。こ上に、系図に見られないため義長との関連性は不明である。こ



本稿冒頭で、伊賀仁木家は系図中に見られないことを述べた

家では成長となる。

の「仁木兵部少輔成長」に次いで「同土橋四郎政永」が見える。細川勝元方に馳せ参じる「細川一門」の人物の中に丹波仁木家名宗全方に馳せ参じる伊勢仁木家の「仁木右馬助教将」が見え、これを他史料に求めると、「応仁記」・「応仁別記」では、山

稲本氏が既に指摘している。なお、「応仁別記」では「仁木兵 二十九日条に「伊勢仁木」高長が見られる。高長は伊勢仁木家 である。さらに『後法成寺関白記』の永正三年(一五〇六)正 部大輔成長」と官途の違いが見受けられるが、他の表記は同じ 賀仁木四郎」は、後の伊賀仁木家の左京大夫政長であることを 郎政永」と思われる。 するが土橋は伊賀国の地名であり、この伊賀仁木は「同土橋四 足利義視の下へ参上している「伊賀仁木」が確認できる。 同史料「今出川殿御上洛之事」には諱が記されていないものの、 月二十三日条に「仁木左京大夫」政長、同史料の翌四年十二月 (一四六八)九月三日条に見える「四郎」の名乗りが一致する **「伊賀仁木四郎」がこれであろう。この『後法興院記』** 冒頭で引用した『後法興院記』応仁二年 の「伊

木四郎」政長であり、仁木左京大夫政長であると言えよう。こ 長四世」の孫である政長は、「土橋四郎政永」であり、「伊賀仁② こに伊賀仁木家と伊勢仁木家の祖である義長が結びつけられる。 これらの史料の記述から、『系図纂要』の「仁木右京大夫義 の貞長の子息である

木三郎義任が後胤、 右衛門太郎某がとき、嗣なくして家たゆ。寛永系図に、 伊勢国田丸のむかひに居住するがゆへ 仁

る可能性もあるだろう。

以上のことから『系図纂要』の「仁木右京大夫義長四世」の

伊賀仁木家の系統と系図での位置付け

(今岡

項を確認すると、

『系図纂要』以外の系図として『寛政重修諸家譜』の「向井」

伊賀国向井の庄なし。恐らくは伊勢国度会郡の向井を誤り 賀国向井の庄に住せしより家号とすといふ。今按ずるに、 伝えしか ふ。庶流向井将監政香が呈譜に、先祖仁木尾張守長宗、伊 に向井と号す。其従弟のわきに居するものを脇と号すとい

後胤とするならば、『系図纂要』の「仁木右京大夫義長四世」 を確認すると、義任は義長の叔父であり、 違いだろうと、 に住んだとし、「庶流向井将監政香が呈譜」では仁木尾張守長 宗が先祖で伊賀国向井に住んだとするも伊勢国度会郡向井の間 寛永系図」では仁木三郎義任の後胤で伊勢国田丸の 向井氏の祖に関して記されている。『尊卑分脈 向井氏の祖を義任の む か

か不明である。しかし伊勢国に存在する仁木氏の人物は義長と 認されない人物であり、どういう人物でどの年代に登場するの するほうが正しく思われる。また、長宗に関しては他史料で確 賀国と同様に伊勢国守護を務めた伊勢仁木家の祖義長の系統と の関わりがないということは考え難く、長宗は義長の子孫であ れない。向井氏は伊勢国を本拠としているようで、その祖は伊

る。しかし、他史料において義任と伊勢国との関わりは確認さ は否定され、政長が義長の子孫である事も否定されることとな

う問題点が存在する。『寛政重修諸家譜』も寛政年間(一七八 仁木政長が『系図纂要』の記述通り「修理大夫」となっている 九~一八〇一)の成立で、この二つの史料に拠って、室町末期 が安政年間(一八五四~一八五九) 統であるとしたい。しかし、ここには『系図纂要』の成立年代 孫政長という記述を支持し、伊賀仁木政長が伊勢仁木義長の系 の仁木政長の系統を確定しようとすることは無理がある。 頃、 江戸時代末であるとい 伊賀

登場する。

定に使用するのは不適切である。そこで次は『系図纂要』以外 れる伊賀仁木政長とすることに問題がないことを述べた。 以上、伊賀国に所縁がある仁木氏の系統は伊勢仁木家であ 仁木義長と政長を結び付けられるものとして「応仁記」・ 『系図纂要』の義長の系統とされる政長は、他史料で見ら 『系図纂要』の成立年代から、そのまま室町期の人物の特

3 土橋姓と伊賀仁木家

応仁別記」の土橋姓に注目し、

検討を加える。

四郎政永」 ここでは「応仁記」 の「土橋」について考察を加えたい。この人物が伊 と「応仁別記」に記されている「同土橋

> 掲げる「荒暦」応永三年(一三九六)七月十二・十三日条にも 乗っていることに注目される。この土橋姓は伊賀国阿拝郡の土 の姓を名乗る仁木は伊賀仁木家であろう。この土橋仁木が次に 賀仁木政長であることは先述したが、同史料中のみ土橋姓を名 (現三重県伊賀市土橋)を名字の地としたものと思われ、こ

橋

内 等東西馳走、 結城越後守騎馬已欲山打出一、 七月十二日町、 一之間、 無 |殊事|皆帰了云々、 巷説縦横、 陰晴不」定、 室町殿閉 入」夜世間物念、 但馳集勢等不」被」入二釘貫 凡不」知二何事一、 |釘貫|、兵士等参籠 帯 甲 曺 諸人米 武士

義長と政長を結びつけることはできない。

ことは他史料で確認できないこともあり、『系図纂要』だけで、

之間、 由風聞、 惑之体也 守護職所望之間、已被||宛行||了、此事結城越後守申沙汰 変事勿論也云々、 十三日、戊辰、 可」散||彼欝忿||之由、 仍室町殿辺以外怖畏云々、不」穏事歟 朝間天陰、 所詮仁木之舎兄、僧、還俗、号;;土橋;者、 伝聞、 舎弟仁木物領、 去夜物念、 有 伊勢守護職 |結構企||之

二日条を見ると、武家において騒ぎがあったことしか読み取れ ないが、十三日条にはその原因が記されている。伊勢国守護職 伊賀仁木政長に繋がる人物と思われる。右に引用した史料の十 記されていることから、この土橋某も仁木氏に違いなく、 右の史料には土橋を名乗る「仁木之舎兄」と「舎弟仁木」が

この騒ぎが起こっている。この騒動は、次に掲げる「荒暦」同 の「舎弟仁木」に何か企てがあるだろうという噂があったため、 沙汰によって宛行われた。この宛行いに憤激したであろう惣領 に関して、異腹で元僧の「仁木之舎兄」が所望し、結城満藤の

年同月十七日条を見ると

條々被||宥仰|、 管領以下悉一揆連署、十余ヶ條事載」之、 領種々誘仰云々、 壬申、 出家遁世云々、 陰晴不→定、仁木ーー今朝下□向勢州 仍落居云々、 仍世上静謐之由有;;其聞,、或説諸大名 後聞、 不」下二著勢州」、 備二上覧一之間 自 管

Ł,

伊勢仁木の祖仁木義長の子息である。

路次一没落、

翌八月十五日条に確認できる。この騒動の仁木兄弟は仁木氏の どの人物に当たるのだろうか。兄弟で伊勢国守護職に関して争 の原因となった結城満藤は没落していることが「荒暦」の同年 舎弟仁木が出家したことで落着したらしい。なお、この騒動

ている義員である。

物は、 利義満御内書案」の宛先に「仁木越後守殿」と記されており、 は法体の人物が存在すれば、「舎弟仁木」と言えよう。この人 七月十七日に出家しているため、その年月日以前は俗体で以後 まず「舎弟仁木」を推定しよう。騒動の落着を見た応永三年 『醍醐寺文書』明徳元年(一三九〇)十月十四日付け「足

伊賀仁木家の系統と系図での位置付け

(今岡

人物だろうと思われる。

弟は伊勢国に下向しようとしていることから伊勢仁木家の

としても無理はないと思われる。満長を『尊父分脈』に求める 較して『醍醐寺文書』は六年前、『吉田家日次記』は四年後と 後守満長入道」と記されている仁木満長である。騒動の年と比 なるが、該当人物は他に存在せず、時期も近いことから、満長 『吉田家日次記』応永七年(一四〇〇)三月三日条に「仁木越

施行状案」の宛先に記されている「仁木兵部少輔殿」と記され る しているとわかる人物が存在すればよい。この人物は次に掲げ 守護職を得ており、応永三年七月十三日以降に伊勢国守護を有 次に兄の土橋某の推定である。土橋某は騒動によって伊勢国 『醍醐寺文書』応永六年四月十三日付け「幕府管領徳元島山

任 雑掌 | 之由、 金剛輪院領伊勢国棚橋太神宮法楽寺幷末寺等寺領之事、 ||去年閏四月廿三日安堵|、可レ被レ沙||汰−付三宝院門跡 応永六年四月十三日 所」被 |仰下|也、 沙莞 仍執達如」件

仁木兵部少輔殿

め あって、施行状の宛先は当該国の守護に出されるものであるた から三年後の史料になるが、「荒暦」の伊勢守護職を得た土橋 右の文書は醍醐寺の伊勢国における寺領に関しての施 仁木義員が伊勢国守護であるという根拠になり得る。

某を義員と推定することは可能だろう。義員は『尊卑分脈』以

応永三年七月十三日条に「仁木之舎兄僧、遷飦」と母が違う兄当然父は伊勢仁木家の祖義長ということになる。前掲「荒暦」下の諸系図に記載されていない人物だが満長の兄であるので、

れていないことと共通しているのである。とは、伊賀仁木家の人物が『尊卑分脈』以下の諸系図に記載さ義員が『尊卑分脈』以下の諸系図に記載されていないというこ

次の候補地としている。

弟であると示されているので、父は義長で間違いない。また、

父が義長であるので、義員と政長を同系統とできるならば、政る伊賀仁木政長はこの系統であると言えよう。さらに、義員は以上のことから、仁木義員が土橋仁木であり、土橋姓を名乗

出土が多い地所である。

ある。そして、伊賀仁木家の祖は義員に求められるものでといえる。そして、伊賀仁木家の祖は義員に求められるものである橋姓を通じて仁木義長・義員・政長は結び付け得るものであるといえる。そして、伊賀仁木家の祖は義員に求められるものである。

東村(現三重県伊賀市東高倉)とされている。稲本紀昭氏は、か。同国守護所に関しては、松山宏氏が土符の出土が最も多いと述べたが、そこは伊賀国守護所ということになるのだろうところで、土橋姓を名乗ることから居所が伊賀国土橋である

『三重の中世城館』

の上野市三田字安福寺(現三重県伊賀市三

されている。『伊賀市史』では三田説を支持しつつ、東高倉をは「むしろ、土橋にあったと考えられないであろうか」と推定の、文献史料として「享禄天文之記」を挙げて、仁木氏の居館の、文献史料として「享禄天文之記」を挙げて、仁木氏の居館の、文献史料として「享禄天文之記」を挙げて、仁木氏の居館の、東高倉をでいる。『伊賀市史』の上野城西之丸田》であるという説、「伊水温故」・「伊乱記」の上野城西之丸田》であるという説、「伊水温故」・「伊乱記」の上野城西之丸田》であるという説、「伊祖記」の上野城西之丸田》であるという。

支持している。松山氏によると、三田は東高倉に次いで土符のば仁木義視の館があり、『三重の中世城館』や『伊賀市史』もまず三田説であるが、本稿冒頭に掲げた『三国地誌』によれ

(一五六八)三月十七日条の仁木長政が構えた「新城」とするられている通り、本稿冒頭で掲げた「兼右卿記」永禄十一年氏の居所の根拠としては弱いものがある。これは稲本氏が述べ故」と「伊乱記」は江戸時代の菊岡如幻の作で、室町期の仁木次に小田町説である。小田町説の根拠としている「伊水温

もこの間は土橋に居を構えていたと思われる。 初出は前掲の「荒暦」応永三年七月十三日条であり、少なくとる土符で最も古いものが応永三十年(一四二三)で、土橋姓の次に松山氏の東村説についてだが、年号が明らかになってい

最後に土橋説である。稲本氏の挙げた「享禄天文之記」は永

福本氏が述べ 「新城」とする で、土橋姓の で、土橋姓の

のがいいだろうか

無視することとなり、説明がつかない。 緑八年まで土橋が守護所であるならば、土符の出土状況を一切禄八年(一五六五)七月二十八日条であるが、応永三年から永

よいであろう。 (3) よいであろう。 (3) よいであろう。 (3) よいであろう。 (3) よい。ここは稲本氏の述べられている通定するに至るものではない。ここは稲本氏の述べられている通定するに至るものではない。ここは稲本氏の述べられている通にであるが、何れもその場所を確めてあるう。

した。伊賀仁木家の源流は頼夏や丹波仁木家の義尹ではなく、て名乗る仁木が伊賀仁木家であり、その祖は義員であると推定以上、仁木氏の居館があったと思われる伊賀国土橋を姓とし

おわりに

伊勢仁木家の義長に求められる。

長であり、『系図纂要』を参照して、伊賀仁木政長が義長の子ると思われる。2では伊賀国に所縁を持つのは伊勢仁木家の義して検討した上でも、頼夏・義尹系統説は否定し得るものであ川和氏の実子で仁木頼章の猶子に過ぎず、また官途の世襲に関伊賀仁木家頼夏・義尹系統説を否定した。とりわけ、頼夏は細伊賀仁木家頼夏・義尹系統説を否定した。とりわけ、頼夏は細以下、本稿で検討した内容を確認する。1では稲本氏による以下、本稿で検討した内容を確認する。1では稲本氏による

伊賀仁木家の系統と系図での位置付け

(今岡

討により、伊賀仁木家は丹波仁木家系統ではなく伊勢仁木家系長・義員・政長という系統であることを検討した。これらの検賀仁木家を繋げ得るものとして土橋姓を挙げ、伊賀仁木家が義孫であることを指摘した。3では『系図纂要』以外に義長と伊

注

統であると言えよう。

- 群書類従』五輯上下・六輯上下・七輯上下の系図部に所『寛政重修諸家譜』や、『群書類従』五輯の系譜部や『続
- 五章「土符についての二・三の考察――守護館をめぐっ三年)第二編第二章「伊賀における守護所の自立」・第(2)松山宏氏『日本中世都市の研究』(大学堂書店、一九七
- 会、一九八六年)展望への試み―」(『戦国史研究』十二号、戦国史研究(3)吉井功児氏「伊賀守護仁木氏のこと―十五世紀以降の
- (4) 稲本紀昭氏「伊賀国守護と仁木氏(附録、伊賀国守護幷 (4) 稲本紀昭氏「伊賀国守護と仁木氏(附録、伊賀国守護幷

収されている系図を指す。

- (5) 『尊卑分脈』 仁木頼夏の項を参照
- され、義尹の子孫が列記されている。さらには『系図纂ず、義尹は頼章の子息の位置に記されて頼夏と並列に記(6)『尊卑分脈』では仁木頼夏の子孫は義尹以外全く記され
- (7)『愚管記』延文五年(一三六○)七月十八日条。

要』の「義尹」の項には「祖父為」子」と記されている。

- と記されていることから、仁木頼章の猶子で実兄は細川(8)『愚管記』同日条には「仁木中務少輔、寒荷氏朝臣舎弟、、」
- ろう。頼夏は史料内の細川頼和とも実の兄弟となる。清氏であり、実父が細川和氏であることは間違いないだ
- (9)『太平記』「清氏叛逆事。相模守子息元服事」にて、細川(9)『太平記』「清氏叛逆事。相模守子息元服事」にて、細川
- (10)「松尾神社文書」は『大日本史料』六編之二十三所収の

11

「猶子」の意味を取ると、「兄弟、

親戚、また、

他人の子

に残ることはなかったのだろう。頼夏の系統が系図に載ぶ親子関係の子の称。厳密には、養子と区別される」が相続しているので、頼夏の子息が仁木氏内で義尹以外ら引用)である。現に丹波仁木家は頼章の子となる義尹ら引用)である。明に丹波仁木家は頼章の子と区別される」に残ることはなかったのだろう。頼夏の系統が系図に載を自分の子としたもの。相続を目的としないで、仮に結

- ることがないのも、この事情に拠るものか。
- 支持する。
 支持する。
 支持する。
 支持する。
 支持する。
 支持する。
 なので、『尊卑分脈』の記述を
 の纂要』は「越後守」と相違が見られるが、後者は江戸
 の纂要』は「越後守」と相違が見られるが、後者は江戸
 なった。
 なった。
- 一九八五年)第三編第四章第二節「階層的秩序の形成と(13)二木謙一氏『中世武家儀礼の研究』(吉川弘文館)
- (4)『後鑑』同日条の「花營三代記」

官途推挙_

15

記』「直義追罰宣旨御使事付鴨社鳴動事」

『園太暦』観応二年(一三五一)七月二十九日条、『太平

- (16)『東寺文書』文和二年(一三五三)十二月二十二日付け
- 伊勢両国モ静ルベシ」と記されている。して「此人元来忠功異』于他」、今又降参セバ、伊賀・(17)『太平記』「仁木京兆降参事」に再び北朝に戻る義長に関
- 町幕府引付当人奉書案」に「沙弥」と記されていることは義尹と推定しているが、義尹が出家している確実な史は義尹と推定しているが、義尹が出家している確実な史(18) 史料中の「仁木左京大夫入道」に関して、「史料纂集

で確認でき、『師守記』の貞治六年(一三六七)五月

二十七日条とは三年の開きがある。また、『東寺文書』

応安四年四月三日条の「室町幕府引付当人奉書案」の表

代記」には「仁木兵部大輔入道」と記されており、左京 書には「仁木兵部少輔入道 沙弥道持」、 注14の「花營三

大夫に任官していたことが管見に触れるのは『尊卑分 や「河野家之譜」(『大日本史料』六編之二十九)だ

大夫入道」義長が見え、貞治六年(一三六七)五月 けである。『師守記』同年八月二十七日条に「仁木右京

けられない。「左」と「右」の書き間違い、もしくは に、伊賀国との関連は義長に深く、丹波仁木家には見受 二十七日に確実に出家しているのは義長である。さら くずし字の読み間違いとして、本稿では『師守記』の「仁

木左京大夫入道」を義長として扱う。

20 19 「応仁記」・「応仁別記」は『群書類従』第二十輯合戦部 本稿末に図1として仁木系図を作図してあるので、適宜 参照していただきたい。

27

21 注4稲本紀昭氏の論文を参照のこと。

「応仁記」・「応仁別記」では「政永」とあるように「永 の字が使用されている。本文の通り「政永」と「政長」 の字であるが、他史料では「政長」とあるように「長

伊賀仁木家の系統と系図での位置付け

(今岡

(2)『国史大辞典』五巻 (国史大辞典編集委員会、一九八五年) にしか見られないので、本来は「長」の字を使うのであ は同人物で、「永」の字は「応仁記」・「応仁別記」のみ

「系図纂要」(飯田瑞穂氏)の項

24 『国史大辞典』三巻 (国史大辞典編集委員会、一九八三年)

25 『三重県の地名』(「日本歴史地名大系」第二十四巻、平 「寛政重修諸家譜」(山本武夫氏))の項

波国の地名を探ったが、「土橋」なる地名は存在しない。 大系」第二十六巻、平凡社、一九八一年)で伊勢国・丹 え、『三重県の地名』・『京都府の地名』(「日本歴史地名 土橋仁木が丹波仁木家・伊勢仁木家である可能性も考 凡社、一九八三年)の「上野市土橋村」の項参照。

26 「荒暦」は『大日本史料』七編之二所収のものを用いる。

仁木義員は応永七年(一四〇〇)には和泉国守護となっ

四)応永七年三月二十一日付け「畠山基国施行状」から ていることが「前田家所蔵文書」(『大日本史料』七編之

七編之六)応永十年八月二十七日付け「畠山基国施行状 確認される。義員は「「前田家所蔵文書」(『大日本史料

以降、 史料上から姿を消している。

28 注2松山宏氏の論文を参照のこと。

—37

- (29) 注4稲本紀昭氏の論文を参照のこと。
- 史』第一巻通史編の第四章第二節) ウ川哲郎氏「南北朝の動乱と室町幕府の成立」(『伊賀市
- 岡如幻」の項。 (31) 『朝日日本歴史人物事典』 (朝日新聞社、一九九四年) 「菊
- 出土が確認されているが、出土数は全百八十の内の一つると土橋において、永禄六年(一五六三)十月の土符のると土橋において、永禄六年(一五六三)十月の土符の32により、伊賀市史』第四巻資料編の「土符一覧表」によると、

(3) 小川信氏『中世都市「府中」の展開』(思文閣出版、二

既に指摘されている。東高倉の東隣に三田、さらにその○○一年)によって、守護所が移動する例があることは

ばれている東条・西条(『三重県の地名』「上野市東条村」東に土橋があり、これらは互いに近隣で、「府中」と呼

もこの周辺が守護所であったと思われる。

西条村」

の項)

や伊賀国一之宮も近く、いずれにして

(いまおか けんじ・ 伊賀市臨時職員)

図 1 仁木氏系図(『尊卑分脈』・『系図纂要』・「荒暦」・「応仁記」・『後法成寺関白記』等を参考に作図

に過ぎない。

